

## 輪島都市計画道路の変更（石川県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・2 号小伊勢袖ヶ浜線を次のように変更する
2. 都市計画道路中 3・4・4 号稲屋稲舟線を 3・4・4 号小伊勢稲舟線に改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・2	小伊勢袖ヶ浜線	輪島市小伊勢町下午房河原	輪島市光浦町49字	小伊勢町釜屋谷町堀町光浦町	約1,780m	地表式	2車線	16m (12m~16m)	幹線道路との平面交差4箇所	
	3・4・4	小伊勢稲舟線	輪島市小伊勢町下午房河原	輪島市稲舟町大石	小伊勢町宅田町山岸町杉平町久手川町稲舟町	約4,430m		2車線	14.5m (11.0m~18.0m)		
	内 訳		輪島市稲舟町上野	輪島市稲舟町竹之端	稲舟町	約670m	地下式		11.0m		
						約3,760m	地表式		14.5m (14.5m~18.0m)	幹線道路との平面交差5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理 由

3・4・4 号稲屋稲舟線（通称：輪島バイパス）は、国道 249 号の一部区間であり、輪島市街地のバイパス機能を有する主要幹線道路として、輪島市街地の交通渋滞の緩和を図るため、昭和 50 年に都市計画決定されている。

今回、稲屋町（起点）から宅田町までの 1,900m 区間について、上野台中学校が平成 30 年 2 月に廃校となることなどの土地利用状況の変化を踏まえ、より市街地に近く、コンパクトな道路線形に変更するとともに、道路幅員についても、線形変更により小中学校の通学路としての利用などが見込まれることから、片側歩道から両側歩道とし、道路幅員を 12.0m から 14.5m とする。

また、今回の変更により起点が変更となるため、名称を 3・4・4 号稲屋稲舟線から 3・4・4 号小伊勢稲舟線に変更する。

3・4・2 号小伊勢袖ヶ浜線については、輪島バイパスから市街地へのアクセス機能を有する小伊勢町（起点）から漆芸美術館前交差点までの 440m 区間について、今回の輪島バイパスの変更に伴い、近接する国道 249 号がその代替機能を有することから、今回、線形及び起点位置の変更を行う。

また、当該路線には消雪設備が整備されているため一次堆雪幅を設けないこととし、沿道に

は堅牢建築物が連担し、植樹帯を設置する幅員の確保が著しく困難なことから、道路幅員を16mから12mに変更する。